

「玉野山田荘感染対策指針」

I. 趣 旨

II. 基本的方針と感染対策についての手順

III. 委員会設置と規定

「玉野山田荘感染対策指針」

I. 本指針は特別養護老人ホーム玉野山田荘での感染対策について取り扱う。

II. 感染症及び食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(基本方針)

第1条 当該施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、高齢者が多数生活する環境は感染が広がりやすい状況にあることを十分認識する。

第2条 感染症・食中毒を予防する体制を整備し平素から対策を実施するとともに、感染予防・感染症発生時には迅速で適切な対応に努める。

第3条 施設での感染症・食中毒の発生・まん延防止についての各種マニュアル整備と基本理念を理解し、施設全体でこのことに取り組む。

(平常時の対応)

第4条 施設内の衛生管理

- (1) 感染症及び食中毒の予防・まん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。
- (2) また、手洗い場・うがい場・汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的の実施し、施設内の衛生管理と清潔保持に努める。

第5条 介護・看護ケアと感染症対策 (感染対策マニュアル参照)

- (1) 介護・看護の場面では職員の手洗い・うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。
- (2) 血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。
- (3) 利用者の健康状態を常に観察・把握し異常の早期発見に努める。
- (3) 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止に努める。

(発生時の対応)

第6条 感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を行なう。

- ① 「発生時状況の把握」
- ② 「まん延防止のための処置」
- ③ 「有症者への対応」
- ④ 「関係機関との連携」
- ⑤ 「行政への報告」

(報告要件)

第7条 下記の状況時は迅速に主管部局（県民局・玉野市）に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行ない、発生時対応等の指示を仰ぐ。

- i) 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合。
- ii) 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらが疑われる者が累積の人数で 10 名以上となった場合。
- iii) i) 及び ii) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設管理者が報告を必要と認めた場合。

(報告内容)

第8条 報告書式は都道府県、市町村の指定様式とし、下記の状況等を詳細に報告する。

- ア) 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数。
 - イ) 感染症又は食中毒が疑われる症状。
 - ウ) 上記の利用者への対応や施設における対応状況等。
- ※ なお、医師が感染症法・結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いがある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行なう。

Ⅲ. 委員会設置と規定

(設置目的)

第1条 特別養護老人ホーム玉野山田荘は、当該施設における感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため「玉野山田荘感染対策委員会」(以下委員会)を設置する。 「玉野山田荘感染対策委員会設置要綱」参照

(所掌事項)

第2条 玉野山田荘感染対策委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第26条第2項に規定する感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように講ずべき措置に関すること。
- (2) その他以下の各号における感染対策全般に関すること。
 - ・感染予防対策の確立に関すること。
 - ・感染予防対策の実施に関すること。
 - ・感染源の調査に関すること。
 - ・感染予防にかかる情報の収集に関すること。
 - ・その他感染対策についての重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 1 委員会は次の職種をもって構成する。

2 委員長は施設長を充て、会務を統括する。

4 第三者委員(学識経験者)として嘱託医師を充て、必要な専門的意見を聴取する。

5 専任の感染対策を担当する感染対策責任者として看護職員を充てる。

6 委員は、次の各業務担当者をもって充てる。

(1) 特別養護老人ホーム玉野山田荘

看護師(感染対策責任者)	1名
介護職員	感染対策委員会メンバー
介護支援専門員	1名
生活相談員	1名
管理栄養士	1名

(2) 事務所 1名

(会 議)

第4条 1 委員会は、全委員による全体会議および各事業所または関係業務の委員による個別会議とし、個別会議の委員には特別養護老人ホーム玉野山田荘食事・感染予防処遇部会の構成員およびその他職員を充て、第2条における事項を調査・審議する。

2 全体会議又は個別会議をおおむね2ヶ月に1回以上開催する。なお、全体会議は関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いため、これと一体的に設置・運営することも差し支えないものとする。

3 委員会は、感染対策についての職員研修会を年2回以上実施する。

(運 営)

第5条 1 全体会議の議長は、委員長がこれにあたる。

2 委員長は、必要に応じ臨時の委員会を開催することができる。

3 委員会は、必要に応じて第三者委員(学識経験者)の出席を求め、助言または意見を聴取することができる。

(記録の保存)

第6条 委員会の審議内容記録は5年間保存とする。

(委 任)

第7条 この指針に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、理事長が別に定める。

(指針の閲覧について)

第8条 「玉野山田荘感染対策指針」については当該施設内に掲示し、いつでも自由に閲

覧することができるものとする。

附 則

この指針は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

この指針は、平成 31 年 3 月 7 日に見直し、継続とする。

この指針は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この指針は、令和 5 年 5 月 15 日に見直し、継続とする。

この指針は、令和 6 年 2 月 12 日に見直し、施行とする。

この指針は、令和 7 年 7 月 1 日に見直し、継続とする。